

「あなただけの安心・安全」

注文していないのに健康食品が送られてきた！

健康食品の電話勧誘販売で、「断ったにもかかわらず商品が送られてきた」「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」という相談が消費生活センター等に寄せられています。



【事例1】

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言ったとおり商品が届いてしまった。

(70歳代 女性)

《ひとこと助言》

*消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

*業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。

*心配であれば、消費者センター等に相談しましょう。

【事例2】

夫が生前に契約したことがあるという業者が、電話で「通常価格より安くするから」と健康食品を勧めてきた。すでに常用している健康食品があるからと断ったのに、後日商品が送られてきた。

(80歳代 女性)

《ひとこと助言》

*勧誘されても必要なければはっきりと断りましょう。
*注文をしていない商品が届いてしまった場合、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。



東日本大震災義援金を受け付けています

剣淵町で平成23年3月14日から平成24年9月30日までの間、義援金の受付を行っております。

皆様からたくさんの方の義援金が寄せられております。心から感謝申し上げます。

▼日本赤十字社北海道支部

剣淵町役場住民課（日赤剣淵分区）へ直接、義援金をお持ちください。受領書を発行いたします。免税領収書が必要な場合は、窓口で申し出いただくと、後日日本赤十字社から発行されます。

▼北海道共同募金会

剣淵町社会福祉協議会（共同募金会）へ直接、義援金をお持ちください。受領書を発行いたします。

【お問い合わせ先】

- ・ 士別市消費生活センター
電話23-3820
- ・ 北海道立消費生活センター
電話050-7505-0999
- ・ 剣淵町役場経済課商工観光室
電話34-2121

剣淵町で受付した義援金額

- 日本赤十字社北海道支部（住民課）
2,872,604円（7月20日現在）
- 北海道共同募金会（社会福祉協議会）
1,882,840円（7月20日現在）

義援金受付期間

平成24年9月30日まで